

保険料例 (月払・口座振替扱) 年金月額: 20万円の場合 2020年4月1日現在

保険期間 保険料払込期間	男性						
	契約年齢 (被保険者)						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	6,340円	6,520円	6,880円	7,760円	8,760円	9,460円	9,300円
65歳満了	7,840円	8,280円	9,000円	9,780円	10,900円	12,380円	11,280円

保険期間 保険料払込期間	女性						
	契約年齢 (被保険者)						
	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳
60歳満了	4,620円	5,000円	5,320円	5,760円	6,340円	6,620円	6,540円
65歳満了	5,600円	6,100円	6,640円	7,000円	7,500円	8,020円	7,080円

※最低支払保証期間は2年です。ただし、40歳・55歳 (保険期間:60歳満了) および45歳・55歳 (保険期間:65歳満了) の最低支払保証期間は5年、45歳・50歳 (保険期間:60歳満了) および50歳 (保険期間:65歳満了) の最低支払保証期間は7年となります。

くわしくは…

死亡保険金即日支払サービスについて

- このサービスでお支払いする死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円* または死亡保険金の額のどちらか少ない金額を上限としてお支払いします。
- *お受取人への口座振込の場合。当社ライフプラン・コンサルタントによる現金持参の場合は500万円を上限とします。
- また、口座振込と現金持参を併用することはできません。
- 死亡保険金は、所定の手続書類を受理し、午前中に本社での受付処理が完了した場合、当日お受取りいただけます。それ以降は翌営業日となります。なお、金融機関によっては、午後3時までに着金せず窓口での払出しができません。または担当ライフプラン・コンサルタントが当日現金を持参できない場合があります。
- 以下の場合など、このサービスがご利用できないご契約があります。
 - ・契約日 (あるいは最後の復活日、復旧日) から2年未満で被保険者が死亡された場合
 - ・死亡保険金の受取人が法人または個人事業主の場合
 - ・死亡保険金の受取人が二人以上の場合
 - ・死亡保険金の受取人が未成年者の場合

特定疾病収入特約について

- つぎのいずれかに該当された場合、2年間にわたり毎月特約特定疾病年金をお受取りいただけます。

がん*	がんの責任開始期以後、初めてがん (悪性新生物) にかかったと医師によって病理組織学的所見 (生検) により診断確定されたとき (がんの責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日をいいます。)
	対象: がん (悪性新生物)。ただし、下記①、②は対象となりません。 ①上皮内新生物 ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
急性心筋梗塞*	<つぎのいずれかに該当された場合> ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき
	対象: 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞。ただし、狭心症等は対象とはなりません。
脳卒中*	<つぎのいずれかに該当された場合> ・脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき
	対象: 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞。

契約年齢等について

契約年齢範囲 (被保険者)	保険料払込方法
15歳～65歳	月払・半年払・年払

※契約形態・保険料払込期間等によりお取扱いが異なる場合があります。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター 0120-37-2269 (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

高度障害療養加算型 家族収入保険

(保険料払込中無解約返戻金型) (無配当)



The Gibraltar Life Insurance Co., Ltd.

- *1 責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日より前に、がんにかかったと一度でも診断確定されていた場合には、がんを原因として支払われる特約特定疾病年金は保険期間を通じて支払われません。この場合、この特約は所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更 (減少) はありません。
- *2 責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中が対象となります。
- ※ 癌の進行度を示す指標*3においてステージ0 (0期) の病期分類となっている疾病は、特約特定疾病年金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌 (非浸潤性乳癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等) や大腸の粘膜内癌等は、特約特定疾病年金のお支払対象ではありません。
- *3 国際対がん連合 (UICC) により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

- この特約には解約返戻金はありません。

介護収入特約について

- つぎのお支払事由に該当された場合、2年間にわたり毎月特約介護年金をお受取りいただけます。

お支払いする年金	お支払事由
特約介護年金	被保険者がお支払事由該当時に満65歳未満の場合 <つぎのいずれかに該当された場合> ・公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ・当社所定の要介護状態に該当し、その状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき
	被保険者がお支払事由該当時に満65歳以上の場合 ・公的介護保険制度の要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき

- この特約には解約返戻金はありません。

リビング・ニーズ特約について

- 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解 (場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン) も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。
- ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して3,000万円以内でご指定いただけます。
- リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。(2020年3月現在。将来変更になる可能性があります。)

高額割引制度について

- ご契約の年金月額が10万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

その他

- このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。
- この保険には満期保険金および解約返戻金はありません。
- この保険は保険期間・保険料払込期間の変更、延長定期保険・払済保険への変更のお取扱いはできません。
- この保険は契約者貸付、保険料の自動振替貸付のお取扱いはできません。



万が一の場合、ご家族が毎月お給料のように年金をお受取りいただける保険です。

万が一の場合

1

ご家族は**毎月決まった家族年金**をお受取りいただけます。

例えば 遺族の生活資金や死後の整理資金などにご活用いただけます。



最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のうちにお支払いする「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。

高度障害状態になった場合

2

高度障害年金に加え**高度障害療養加算年金**をお受取りいただけます。

例えば 住宅のバリアフリー化や長期にわたる療養費などにご活用いただけます。



一生涯の保障等に変更可能

3

ご加入後、当社所定の範囲内で、**診査や告知なしで他の保険契約へ加入することができます。**

ライフスタイルの変化などに応じた保障内容の見直しが可能です。

身体障害状態になった場合

4

不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときは、以後の保険料の**お払込みが免除**になります。

保障は
継続します

さらに

疾病障害による保険料払込免除特約を付加されますと、疾病により所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが免除になります。

※この特約の付加には別途保険料が必要です。

特定疾病収入特約を付加した場合

5

がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられたときに、**2年間、毎月特約特定疾病年金**をお受取りいただけます。



例えば 治療費やリハビリ費、ご家族の生活費などにご活用いただけます。

※がんの保障については責任開始日から、その日を含めて90日目日の翌日からとなります。

※この特約の付加には別途保険料が必要です。

介護収入特約を付加した場合

6

公的介護保険制度の**要介護2以上**の状態に該当していると認定されたとき等に**2年間、毎月、特約介護年金**をお受取りいただけます。



例えば 介護用品の購入費、リハビリ費、ご家族の生活費などにご活用いただけます。

※この特約の付加には別途保険料が必要です。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。

ムダなく、**将来の生活設計**に合わせた保険です。

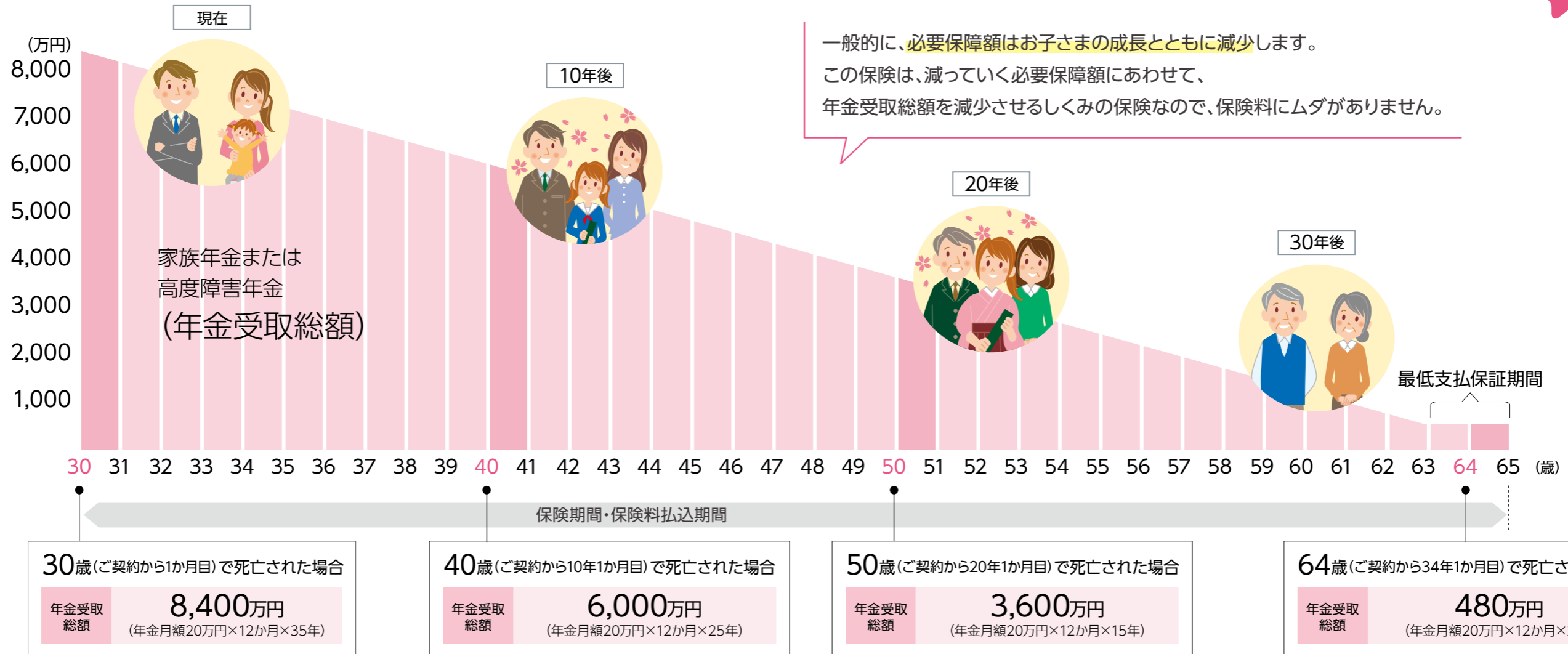
ご契約例

- 契約年齢(被保険者): **30歳**(男性) ●年金月額:**20万円** ●保険期間・保険料払込期間:**65歳**満了
- 最低支払保証期間:**2年** ●保険料(月払・口座振替):**8,280円**

お客様のライフプランにあった保険期間をお選びいただけます。

高度障害状態に
なられた場合

5ページをご覧ください。



年金の受取方法はニーズに応じてお選びいただけます。

毎月の年金受取りにかえて一時金でのお受取りなど、ライフプランにあったお受取りが可能です。

受取方法	家族年金	高度障害年金	高度障害療養加算年金
全額「年金」もしくは「一時金」でお受取り	○	○	○*
一部を「年金」、残りを「一時金」でお受取り	○	○	—
当初は「年金」で、途中で全部または一部を「一時金」でお受取り	○	○	—

* 高度障害療養加算年金を一時金で受取る場合には、お支払いが確定している未支払分について全部支払のみ取扱いします。

リビング・ニーズ特約

この特約を付加されますと被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約保険料は
必要
ありません

例えば

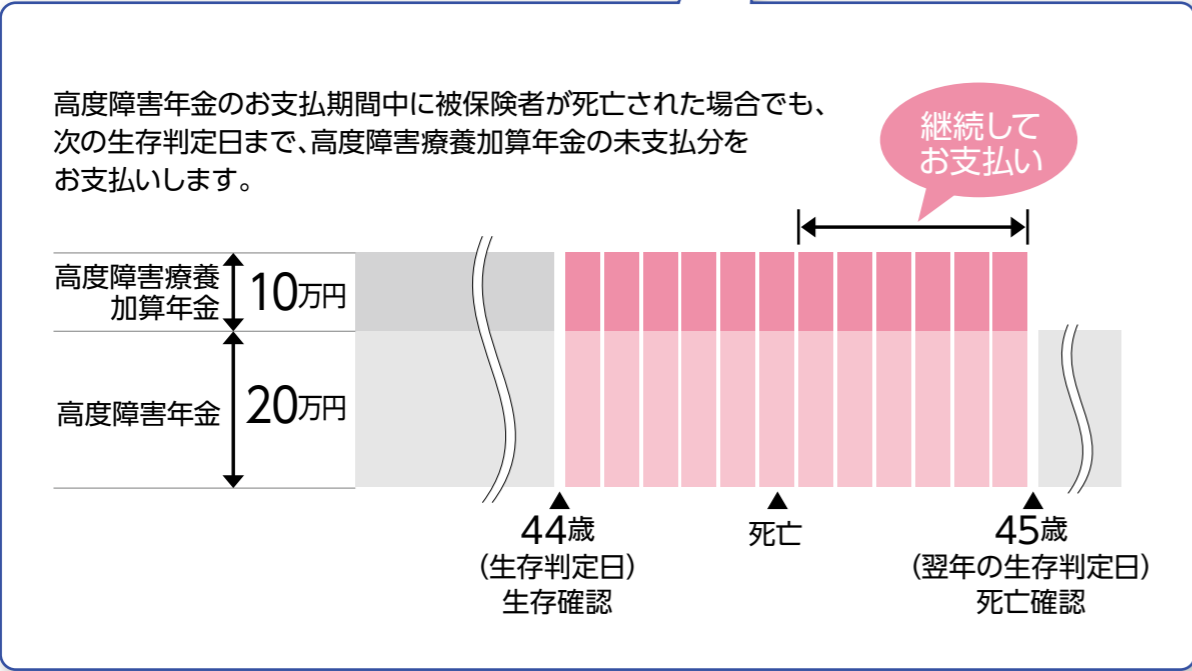
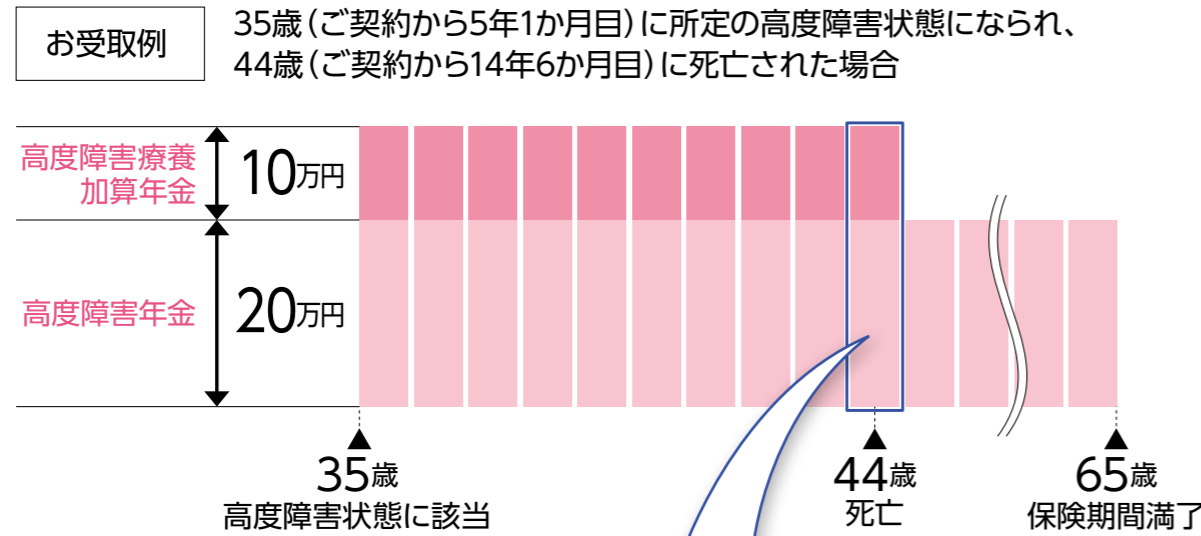
療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受けるなど、人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は
非課税扱です！

高度障害状態になられた場合…

高度障害年金に高度障害療養加算年金を上乗せしてお受取りいただけます。

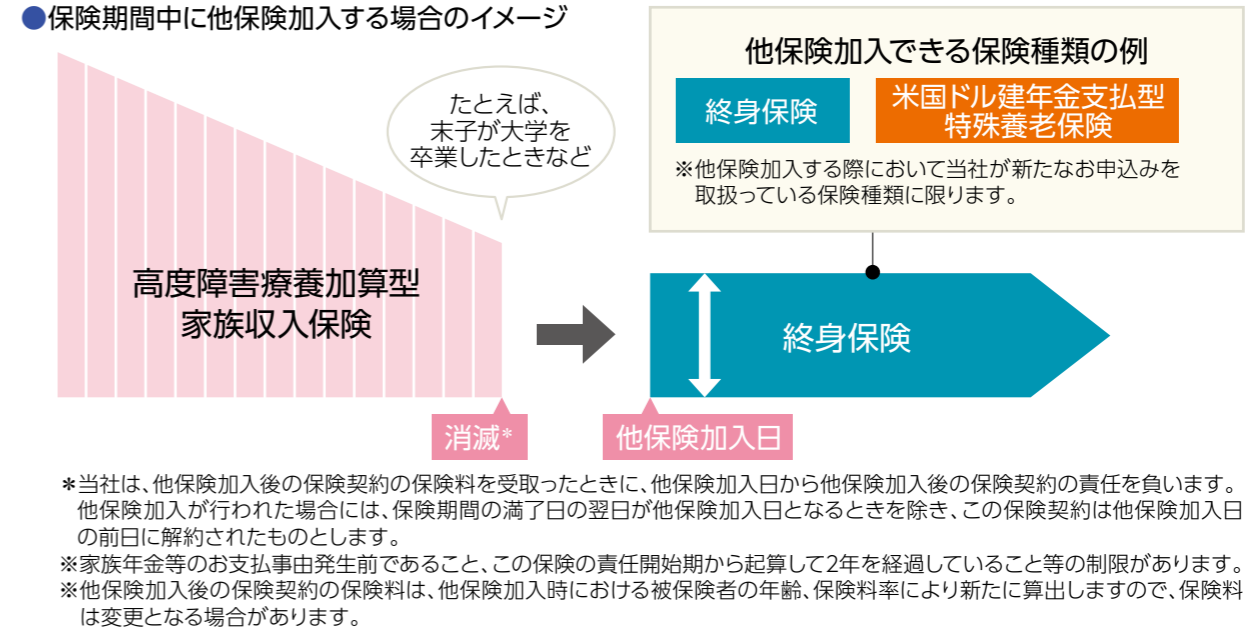
被保険者が毎年の生存判定日*に生存されている場合、年金月額×1.5倍をお受取りいただけます。
(高度障害年金+高度障害療養加算年金=年金月額×1.5)



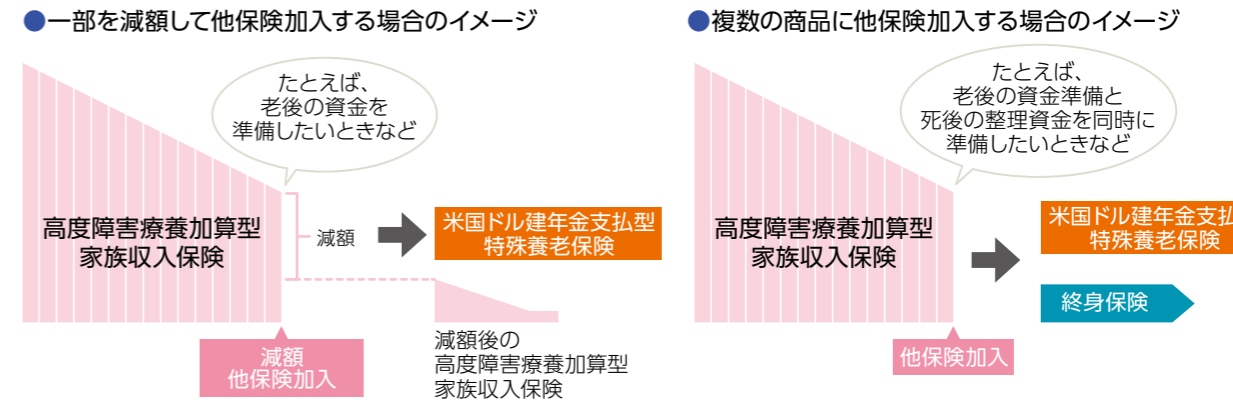
*高度障害療養加算年金は、被保険者が死亡した直後に到来する生存判定日以降は、お支払いしません。
 *生存判定日とは、高度障害療養加算年金をお支払いするために、当社が被保険者の生存を判定する日をいい、つぎのいずれかの日とします。
 ①高度障害状態に該当した日
 ②高度障害状態に該当した日の年単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします。)の直後に到来する月単位の契約応当日の前日

他の保険契約に加入する

当社所定の取扱いにもとづき、診査や告知なしで他の保険契約に加入(以下、「他保険加入」といいます。)することができます。



一部を減額して他保険加入したり、同時に複数の商品に他保険加入することもできます。



家族年金の税法上のお取扱いについて

契約形態	年金として受給		一時金として受給
	年金受給権取得時	年金受取時	
契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人の場合	相続税	所得税・住民税(雑所得)*	相続税
契約者(保険料負担者)と受取人が同一人の場合	—	所得税・住民税(雑所得)	所得税・住民税(一時所得)
契約者(保険料負担者)と被保険者と受取人が別人の場合	贈与税	所得税・住民税(雑所得)*	贈与税

*相続税または贈与税の課税対象にならなかった部分にのみ所得税・住民税が課税されます。年金受取1年目は非課税で、2年目以降、段階的に課税部分が増えていく簡易な方法で計算します。(所得税法第9条、所得税法施行令第185条による)
 ●高度障害年金および高度障害療養加算年金については、原則として非課税扱いとなります。

■当パンフレットに記載している税務取扱いについては、2020年3月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。